

# 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

## 1 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）とは

地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置するべきものになります。

## 2 会議の構成について

運営推進会議の構成員は、下記①～④からそれぞれ1名以上選任してください。

- ① 利用者又は利用者の家族
- ② 地域住民の代表者（行政区・老人クラブなどの地域団体の方、民生委員など）
- ③ 地域の医療関係者（介護・医療連携推進会議の場合）
- ④ 当該サービスに知見を有する者

※知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、例えば、他法人の介護事業所の管理者、介護相談員、ボランティア等、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方や携わった経験がある方等も含め、介護サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる方とされています。

- ⑤ 市町村職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター職員

※小諸市高齢福祉課と地域包括支援センターの両方に参加依頼をしてください。

## 3 運営推進会議の開催回数について

| サービス                 | 開催回数      |
|----------------------|-----------|
| 地域密着型通所介護            | おおむね6月に1回 |
| 認知症対応型通所介護           | おおむね6月に1回 |
| 小規模多機能型居宅介護          | おおむね2月に1回 |
| 認知症対応型共同生活介護         | おおむね2月に1回 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | おおむね2月に1回 |

#### 4 介護・医療連携推進会議の開催回数について

| サービス             | 開催回数      |
|------------------|-----------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | おおむね6月に1回 |

#### 5 会議の内容について

事業者は「運営推進会議に活動状況等を報告し、評価を受け、必要な要望や助言等を聴く機会を設けなければならない」とされています。具体的な内容については特に定められていませんが、次のような事項が考えられます。

##### 【議題の例】

- ・ 活動状況の報告（利用者数、平均要介護度、行事やイベントの開催状況）
- ・ 職員研修の実施状況
- ・ 運営指針について
- ・ ヒヤリハットや事故等の件数と防止に向けた改善策
- ・ 運営上の課題について
- ・ 利用者の健康管理等の事業所の取り組み
- ・ 前回の会議で聴取した要望・助言への対応の報告

#### 6 記録について

事業者は、会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、その記録を公表しなければならないとされています。

会議開催後に記録を作成し、配布、掲示、ホームページ掲載等により公表してください。

記録は公表することが前提のため、その記録内容から個人が特定できないよう作成してください。

記録は、公表日から2年間保存してください。

#### 7 会議の合同開催について

下記の要件をすべて満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することが可能です。

- ・ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保

護すること

- ・ 同一の日常生活圏内に所在する事業所であること
- ・ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く）
- ・ 外部評価を行う運営推進会議は単独で開催すること

## 8 その他

### ○ 会議名称について

各事業者による任意の会議と区別するため、原則は「運営推進会議」とします。

【例】「〇〇年度△△（事業所名）第〇回運営推進会議」

独自名称とする場合は、上記の例示を併記するなど、運営推進会議である旨を明示してください。